

太田市園芸作物産地強化対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、園芸作物の生産組織の育成と生産技術の向上を図り、農業経営の安定と地域農業の発展に寄与することを目的に、市内の農業協同組合及び組織団体等（以下「組合等」という。）が実施する農業組織強化、特産作物開発対策及び野菜産地育成強化等（以下「強化対策事業」という。）に要する経費の一部に対し予算の範囲内で太田市園芸作物産地強化対策事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の対象経費)

第2条 補助金の対象となる経費は、強化対策事業に要する経費のうち事業費、会議費、需用費、研修費その他市長が必要と認めるものとする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、対象経費の総額の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(書類の整備等)

第4条 補助金の交付を受けた組合等は、補助事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第5条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効の際現に補助金の交付の決定を受けた組合等については、第4条の規定は、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成24年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。